

災害発生時における医療救護等に対する

いくの区訪問看護事業所連絡会の活動協力についての覚書

大阪市生野区役所（以下「生野区役所」という）及びいくの区訪問看護事業所連絡会は、災害発生時における医療救護等について、次のとおり覚書を締結する。

- 1 この覚書は、大阪市地域防災計画において想定されている災害（地震、風水害等異常な自然現象又は大規模な火事等）若しくは事故災害（海上、航空、道路、鉄道等）が発生し大阪市生野区災害対策本部が設置されることが予測される場合に、災害発生時の初期段階における生野区内の医療救護の万全を期するため、生野区役所が行う医療救護に対して、いくの区訪問看護事業所連絡会のうち協力可能な職員により実施する医療救護活動への協力並びに災害時及び災害への備えに際しての避難行動要支援者への支援について必要な事項を定める。
- 2 いくの区訪問看護事業所連絡会は、災害が発生した時点において、社会貢献の一環として、生野区役所が指定している拠点救護所における医療救護活動への協力を行う。この場合のいくの区訪問看護事業所連絡会の協力は民法第 698 条所定の緊急事務管理に該当するものとみなし、また、いくの区訪問看護事業所連絡会は、いかなる場合においても個別会員の協力を取り付ける、一定数を確保する等の義務を負うものではない。
- 3 いくの区訪問看護事業所連絡会が行う上記の医療救護活動協力及び同経費については、関係法令に準じて清算を行う。
- 4 生野区役所及びいくの区訪問看護事業所連絡会は、災害時及び災害への備えに際しての避難行動要支援者への支援について互いに協力してこれを行う。ただし、いくの区訪問

看護事業所連絡会は、いかなる場合においても個別会員の協力を取り付ける、一定数を確保する等の義務を負うものではない。

5 この覚書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、両者協議のうえ決定する。

6 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、この覚書の有効期間の終了前30日までに、別段の意思表示がないときは、更に1年間延長され、以後同様とする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名の上各1通を保有する。

令和5年3月1日

大阪市生野区勝山南三丁目1番19号

大阪市生野区長 筋原 章博

大阪市城東区東中浜五丁目9番4号

いくの区訪問看護事業所連絡会

委員長 山口 優子